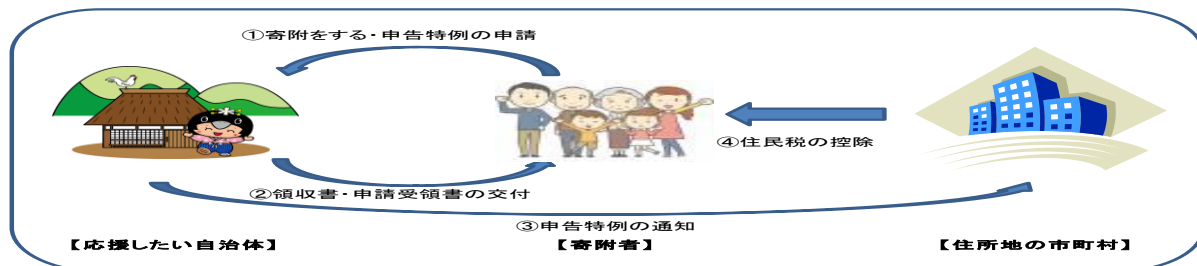


ふるさと納税を行なう給与所得者等の皆様へ

～ワンストップ特例制度～

ワンストップ特例制度は、給与所得者などの一定の要件に該当する方が、寄附先の自治体で申告特例の申請を行うことにより、確定申告の手続を要せずに、寄附金控除手続簡素化が図られる特例制度です。



① 寄附をする・申告特例の申請

ワンストップ特例を受けるためには、寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出と次の添付書類が必要です。

- ・「通知カードを持っている場合」⇒通知カードのコピーと身分証コピーを一緒に郵送
- ・「個人番号カードを持っている場合」⇒個人番号カードの表裏のコピーを一緒に郵送
- ・「通知カードも個人番号カードも無い場合」⇒個人番号が記載された住民票の写しと「身分証のコピー」を一緒に郵送

※身分証の例…運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど

※「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にマイナンバー（個人番号）の記入が必要です！

② 領収書・申請受領書の交付

ワンストップ特例の適用要件に該当しなくなった場合は、税控除手続の原則どおり、確定申告により寄附金控除の手続を行う必要があります。確定申告には領収書が必要となりますので、必ず領収書等（受領証明書）の交付を受け、大切に保管してください。

③ 申告特例の通知

寄附者の方の氏名や住所、寄附金額など、寄附金控除の手続を行うために必要な事項が、申告特例申請書に記載した住所地の市町村へ通知されます。

④ 住民税の控除

寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割の額から、所得税において控除されるべき額に相当する額と住民税における控除額を合わせた額が控除されます。

控除後の額により納付すべき所得割額をお知らせするため、所得税のように還付が行われるわけではありません。

ワンストップ特例の対象となる方

ワンストップ特例による税控除手续を選択できるのは、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方など、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告がなければ確定申告も市・県民税の申告も必要がないと見込まれる方に限られます。

したがって、次のような方は特例の対象とはなりませんので、原則どおり、確定申告による控除手续が必要となります。

- ・個人で事業を行う方や不動産所得がある方、給与収入が2千万円を超える方などの確定申告が必要な方
- ・雑所得や一時所得、譲渡所得などの給与所得者以外の所得が発生する見込のある方
- ・雑損控除や医療費控除などの年末調整では手続を行えない控除の適用を受ける予定の方
- ・国や社会福祉法人への寄附など、自治体以外への寄附についても寄附金控除の適用を受ける予定の方 …など

特例申請に当たっての注意事項

・確定申告又は市・県民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされます。

⇒特例申請後に確定申告等が必要となった場合は、ふるさと納税に伴う寄附金控除も含めた内容により、申告手続を行う必要があります。

・ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が5団体までの場合に限られます。

⇒5団体を超えて特例申請がなされた場合は、特例申請がなかったものとみなされます。

・特例申請後に住所が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。

⇒変更届出書の提出を行わずに、特例申請による寄附金控除の通知が、寄附した年の翌年の1月1日における住所地の市町村以外の市町村に送付された場合は、その寄附の特例申請がなかったものとみなされます。

ワンストップ特例による控除の内容

ワンストップ特例の申請を行った場合、平成28年1月1日以後にふるさと納税として自治体に寄附した金額のうち、2千円を超える部分については、一定の上限まで、平成29年度分の住民税から控除されます。控除の内容は、次のとおりです。

① 基本控除額…2千円を超える部分の10%を税額控除

② 特例控除額…2千円を超える部分のうち、基本控除額と所得税における減税分相当額を差し引いた額。

ただし、特例控除額については、住民税所得割額の2割が限度となります。

③ 申告特例控除額…所得税における減税分相当額

特例控除額として控除を受けるべき額が所得割の2割を超えなければ、寄附金額のうち2千円を超える部分の金額が、寄附をした年の翌年度に納めるべき住民税から控除されることとなります。

那須烏山市へのふるさと納税、ワンストップ特例のための申請書・申請事項変更届出書の提出については、

那須烏山市総合政策課財政グループ（0287-83-1112（直通））までお問い合わせください。

ワンストップ特例による税額控除などの寄附金控除に関する具体的なご相談については、税控除の手続を行うこととなる市区町村（寄附をした年の翌年の1月1日にご住所のある市区町村）の税務担当課へお問い合わせ願います。

那須烏山市の場合は、那須烏山市税務課市民税グループ（0287-83-1114（直通））までお問い合わせください。